

農薬製造（加工、輸入）廃止届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人の場合にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名）

下記のとおり農薬製造（加工、輸入）を廃止したので、農薬取締法第 6 条
第 5 項（第34条第 6 項において準用する同法第 6 条第 5 項）の規定に基づき
届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 農薬製造（加工、輸入）を廃止した年月日

（日本産業規格 A 4）